(1-7) 暗号資産の保有に係る期末時価評価課税 (法人税、法人住民税、法人事業税)

伝入代、伝入任氏代、伝入事業代) 〔金融庁主担、経済産業省において共同要望〕 その他

- 内国法人が有する暗号資産については、税務上、期末に時価評価し、評価損益は課税の対象。こうした取扱いの結果、日本での起業が困難となり、ブロックチェーン関連企業の海外流出が起きている状況。
- このため、**自己が発行した暗号資産でその発行の時から継続して保有しているもの**のうち、一定の要件を満たすものについて、**期末時価評価課税の対象外**とする。

改正概要

法人が事業年度末において有する暗号資産のうち時価評価により評価損益を計上するものの範囲から、次の要件に該当する暗号資産を除外する。

- イ **自己が発行した暗号資産でその発行の時から継続して保有しているもの**であること。
- □ その暗号資産の発行の時から継続して**次のいずれかにより譲渡制限が行われているもの**であること。
 - (イ) 他の者に移転することができないようにする技術的措置がとられていること。
 - (ロ) 一定の要件を満たす**信託の信託財産**としていること。

